

**重要事項説明書**

**【医療保険】**

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

**1 訪問看護サービスを提供する事業者について**

事業者名称	有限会社 ナースケア
代表者氏名	代表取締役 和田 博隆
本社所在地 (連絡先)	高知市永国寺町2番2号 ノアハウス3A Tel.088-802-4470 fax088-802-3600

**2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について**

(1) 事業所の所在地等

事業所 名称・所在地	【本体】 訪問看護ナースケア 高知市永国寺町2番2号ノアハウス2A 【サテライト】訪問看護ナースケア サテライトいろは 高知市廿代町15番31号 【サテライト】訪問看護ナースケア サテライトぷらす 高知市長浜1345番地3
ステーションコード	019,076.1
連絡先 相談担当者名	Tel.088-855-6012 Fax088-855-6013 柳畑 小百合
事業所の通常の 事業実施地域	高知市 但し、要望等があれば状況により、通常の実施区域外でも検討する。

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	有限会社ナースケアが設置する訪問看護ナースケア及び、訪問看護ナースケアサテライトいろは、訪問看護ナースケアサテライトぷらす(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上及び軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を資するよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービス提供を行う。利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、又、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 事業に当たっては、居宅介護事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8:30～午後5:30 但し、12月31日～1月3日までを除くが、利用申し出があれば対応する。電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	柳畑 小百合
---------	--------

職 種	人 員 数
-----	-------

訪問看護師	2.5人以上
理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士	1人以上

### 3 提供するサービスの内容と料金について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
健康相談	・健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など) ・特別な病状の観察と助言 ・心の健康のチェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながりなど)
日常生活の看護	・清潔のケア・食生活の援助・排泄のケア・療養環境の整備・寝たきり、床ずれ予防のためのケア・通院、入所、散歩などの付き添い・終末期の看護・コミュニケーションの援助
在宅リハビリテーション看護	・体位交換、関節などの運動・日常生活動作の訓練(食事、排泄、移動、入浴、歩行など)・日常生活用具(ベッド、ポータブルトイレ、補聴器、車椅子、食器など)の利用相談・発声・発語・嚥下訓練等
精神・心理的な看護	・不安な精神、心理状態のケア ・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・社会生活への復帰援助 ・事故防止のケア ・服薬のケア
認知症の看護	・認知症のケアと相談・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援・悪化防止のケア・事故防止のケア
介護者の相談	・あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談・精神的支援
検査・治療促進のための看護	・慢性疾患(糖尿病、高血圧、肝臓病など)の看護と療養生活の相談・床ずれ、その他創部の処理・留置カテーテルなどの管理・服薬指導、管理・その他、かかりつけの医師の指示による処置、検査

※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問看護になりますので、看護職員の代わりに、理学療法士等が訪問させていただきます。

#### (2) 提供するサービスの料金について

指定訪問看護(医療保険)を提供した場合の料金(基本療養費)の額は、費用に要した額の1割~3割の支払いを受けるものとする。

但し、一定以上の所得者又は、生活保護世帯等公費受給者証をお持ちの場合は、利用者が提示する国保・後期高齢者医療保険者証等、各種受給者証等で確認するものとする。

#### 【訪問看護基本療養費】

	訪問看護実施者の職	訪問看護基本療養費の額 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合 急性増悪等により特別指示書が交付された利用者の場合)
基本療養費(I)	保健師・助産師・看護師の場合	週3日目まで 1日につき5,550円 週4日目以降 1日につき6,550円 ※緊急訪問看護加算(1日につき基本療養費に加算) 月14日目まで 2,650円、月15日目以降 2,000円
	准看護師の場合	週3日目まで 1日につき5,050円 週4日目以降 1日につき6,050円 ※緊急訪問看護加算(1日につき基本療養費に加算) 月14日目まで 2,650円、月15日目以降 2,000円
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケア(人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症含む)に係る専門の研修を受けた看護師	(他の訪問看護事業所と同一日に共同して行う訪問看護) 1月につき 12,850円 管理療養費の算定なし
	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	5,550円

同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合 訪問看護療養費(Ⅰ)を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の訪問看護療養費(Ⅱ)を算定する。			
基本療養費(Ⅱ)	保健師・助産師・看護師の場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき5,550円 週4日目以降1日につき6,550円	同一日に3人以上 週3日目まで1日につき2,780円 週4日目以降1日につき3,280円
	准看護師の場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき5,050円 週4日目以降1日につき6,050円	同一日に3人以上 週3日目まで1日につき2,530円 週4日目以降1日につき3,030円
	緩和ケア・褥瘡ケア 又は人工肛門ケア 及び人工膀胱ケア (人工肛門等の皮膚 障害を伴わない合 併症含む)に係る専 門の研修を受けた 看護師	(他の訪問看護事業所と同一日に共同して行う訪問看護) 1月につき 12,850円 管理療養費の算定なし	
	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	同一日2人 5,550円	同一日3人以上 2,780円
基本療養費(Ⅲ)	入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合 外泊日につき8,500円(入院中1回、但し基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回)		
管理療養費	厚生労働大臣の定めた基準に適合し、利用者への訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合 1日目 =1日につき7,670円 2日目以降=1日につき3,000円		
24時間対応体制加算	利用者又はその家族に対して、24時間の対応体制※にある場合 1月につき、6,800円 ※別頁同意書あり		
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し訪問看護を行った場合1日につき1,300円 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合には1,800円		
特別管理加算	厚生労働大臣の定めた基準に適合し、特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護を行った場合 1月につき2,500円又は5,000円		
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要な者に対して、医療機関の保険医等の指示を受けた看護師等が退院時共同指導を行った場合、退院時共同指導加算に追加して1月につき2,000円		
退院支援指導加算	厚生労働大臣の定める状態等にある利用者及び、診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に対して、退院するにあたって医療機関以外から療養上必要な指導を行い、退院日の翌日以降初日の訪問看護を行った場合 1回に限り6,000円 但し、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合(複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合を含む) 8,400円 退院日以降の初回の訪問看護が行われる前に死亡した場合も加算となる。		

<p>退院時共同指導加算</p>	<p>入院中又は入所中の利用者が、その退院又は退所に当たって当該訪問看護ステーションの看護師が主治医又は医療機関等の職員と共同し、利用者に対して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、初日の訪問看護が行われた場合、1回に限り8,000円（但し、基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回迄） ※情報通信機器を用いたカンファレンス等について、やむを得ない事情により対面で参加できない場合でも算定可能</p>	
<p>在宅患者連携指導加算</p>	<p>利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師がそれをふまえて療養上の指導を行った場合、月1回に限り3,000円</p>	
<p>在宅患者緊急時等 カンファレンス加算</p>	<p>訪問看護ステーションの看護師等が在宅での療養を行っている利用者で、通院が困難な者の状態の急変等に伴い、当該利用者の主治医の求めにより、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員もしくは相談支援専門員と共同で、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合、月2回に限り2,000円</p>	
<p>難病等複数回訪問加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める疾病等又は、特別訪問看護の交付を受けた利用者に対して、同一日に複数回の訪問を行った場合 (1日当たりの回数区分が同じ場合に限り)</p>	
	<p>1日2回の場合 同一建物に1人又は2人 4,500円 同一建物に3人以上 4,000円</p>	<p>1日3回以上の場合 同一建物に1人又は2人 8,000円 同一建物に3人以上 7,200円</p>
<p>複数名訪問看護加算</p>	<p>同時に複数の看護師等、又は看護補助者による訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの看護職員が当該訪問看護ステーションのその他職員と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得た上で※、同一日に複数名による訪問看護を行った場合 ※別頁同意書あり</p> <p>◆看護師等 同一建物1人又は2人 4,500円 同3人以上 4,000円(週1日)</p> <p>◆准看護師 同一建物1人又は2人 3,800円 同3人以上 3,400円(週1日)</p> <p>◆その他職員（別に厚生労働大臣が定める場合を除く） 同一建物1人又は2人 3,000円 同3人以上 2,700円(週3日)</p> <p>◆その他職員（別に厚生労働大臣が定める場合に限り）</p> <p>(1) 1日1回の場合 同一建物1人又は2人 3,000円 同3人以上 2,700円</p> <p>(2) 1日2回の場合 同一建物1人又は2人 6,000円 同3人以上 5,400円</p> <p>(3) 1日3回の場合 同一建物1人又は2人 10,000円 同3人以上 9,000円</p>	
<p>早朝・夜間・深夜加算</p>	<p>早朝・夜間（6～8時・18～22時） 1回につき2,100円 深夜（22時～翌朝6時） 1回につき4,200円</p>	
<p>長時間訪問看護加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り（厚生労働大臣が定める15歳未満の者の場合は週3回）所定額に5,200円を加算する。</p>	

看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等指定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合 月1回に限り2,500円
専門管理加算	次のいずれかに該当し計画的な訪問看護を実施した場合 1月につき2,500円 ・緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。 ・専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。【専門の管理を必要とするもの】気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正
訪問看護 情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1 市町村等、又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者・特別管理加算の対象者・精神障害を有する者またはその家族・18歳未満の児童に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合、月1回に限り1,500円  訪問看護情報提供療養費2 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、学校等へ通園又は通学する利用者について学校等からの求めに応じ情報提供した場合 利用者1人につき各年度1回に限り1,500円 ※ただし入園又は入学、転園又は転学等により当該保育所等に初めて在籍することとなる月についてはこの限りではない  訪問看護情報提供療養費3 保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供した場合、月1回に限り1,500円
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した者、又は特別養護老人ホーム等で死亡した者、(24時間以内に在宅以外又は特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む)に対して、主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護又は退院支援指導を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族に対して説明した上で ※、ターミナルケアを行った場合 ※別頁同意書あり (在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡) 訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円 (特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がない場合) (特別養護老人ホーム等で死亡) 訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000円 (特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がある場合)

※ その他、訪問看護ステーションに死後処置を依頼した場合、死後処置料として15,000円を別途徴収いたします。尚、医療保険適用外となっておりますので、全額自己負担になります。

**【精神科訪問看護基本療養費】**

	訪問看護実施者の職 種	精神科訪問看護基本療養費の額 (精神障害を有する者で主治医から精神科訪問看護指示書の交付を受けた者)	
精神科基本療養費(Ⅰ)	保健師・看護師又は作業療法士の場合	週3日目まで 30分未満 1日につき4,250円 30分以上 1日につき5,550円	週4日目以降 30分未満 1日につき5,100円 30分以上 1日につき6,550円
	准看護師の場合	週3日目まで 30分未満 1日につき3,870円 30分以上 1日につき5,050円	週4日目以降 30分未満 1日につき4,720円 30分以上 1日につき6,050円
同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合 精神科訪問看護療養費(Ⅰ)を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の精神科訪問看護療養費(Ⅲ)を算定する。			
精神科基本療養費(Ⅲ)	保健師・看護師又は作業療法士の場合	同一日に2人まで 週3日目まで 30分未満 1日につき4,250円 30分以上 1日につき5,550円 週4日目以降 30分未満 1日につき5,100円 30分以上 1日につき6,550円	同一日に3人以上 週3日目まで 30分未満 1日につき2,130円 30分以上 1日につき2,780円 週4日目以降 30分未満 1日につき2,550円 30分以上 1日につき3,280円
	准看護師の場合	同一日に2人まで 週3日目まで 30分未満 1日につき3,870円 30分以上 1日につき5,050円 週4日目以降 30分未満 1日につき4,720円 30分以上 1日につき6,050円	同一日に3人以上 週3日目まで 30分未満 1日につき1,940円 30分以上 1日につき2,530円 週4日目以降 30分未満 1日につき2,360円 30分以上 1日につき3,030円
精神科基本療養費(Ⅳ)	入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合 外泊日につき8,500円(入院中1回を限度)		
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く)	<p>同時に複数の保健師又は看護師による精神科訪問看護の必要性(あり・なし)とその理由が記載された、精神科訪問看護指示書(精神科特別訪問看護指示書)が発行された者に対し、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得た上で※、複数名による訪問看護を行った場合 ※別頁同意書あり</p> <p>◆看護師等</p> <p>(1) 1日1回の場合 同一建物に1人又は2人 4,500円 同3人以上 4,000円</p> <p>(2) 1日2回の場合 同一建物に1人又は2人 9,000円 同3人以上 8,100円</p> <p>(3) 1日3回の場合 同一建物に1人又は2人 14,500円 同3人以上 13,000円</p>		

複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く)	<p>◆准看護師 (1) 1日1回の場合 同一建物に1人又は2人 3,800円 同3人以上 3,400円 (2) 1日2回の場合 同一建物に1人又は2人 7,600円 同3人以上 6,800円 (3) 1日3回の場合 同一建物に1人又は2人 12,400円 同3人以上 11,200円 (週3日を限度、但し退院後3ヶ月以内の期間においては週5日を限度)</p> <p>◆看護補助者又は精神保健福祉士 同一建物に1人又は2人 3,000円 同3人以上 2,700円 (週1日)</p>	
精神科複数回訪問加算	同一日に複数回の訪問を行った場合 (1日当たりの回数区分が同じ場合に限る)	
	<p>1日2回の場合 同一建物に1人又は2人 4,500円 同一建物に3人以上 4,000円</p>	<p>1日3回以上の場合 同一建物に1人又は2人 8,000円 同一建物に3人以上 7,200円</p>
精神科重症患者 支援管理連携加算	月1回に限り 8,400円又は5,800円(6ヶ月を限度)	
早朝・夜間・深夜加算	早朝・夜間(6~8時・18~22時)	1回につき2,100円
	深夜(22時~翌朝6時)	1回につき4,200円
長時間精神科訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り(厚生労働大臣が定める15歳未満の者の場合は週3回)、所定額に5,200円を加算する。	

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)として月に1回に限り780円を算定

※利用者に係る加算項目は下記のとおりです。

夜間・早朝訪問看護加算	特別管理加算
深夜訪問看護加算	ターミナルケア療養費
緊急訪問看護加算	特別管理指導加算
長時間訪問看護加算	退院時共同指導加算
複数名訪問看護加算	退院支援指導加算
在宅患者連携指導加算	在宅患者緊急時等カンファレンス加算
難病等複数回訪問加算	訪問看護情報提供療養費
24時間対応体制加算	看護、介護職員連携強化加算
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊日の訪問)	専門管理加算
乳幼児加算	
<b>【精神科】</b>	
長時間精神科訪問看護加算	複数名精神科訪問看護加算
精神科緊急訪問看護加算	精神科複数回訪問加算
夜間・早朝訪問看護加算	深夜訪問看護加算
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊日の訪問)	精神科重症患者支援管理連携加算

(3) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届けします。</p>
② 利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

4 担当看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当看護師の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。</p>	<p>ア 相談担当者氏名 柳畑 小百合 イ 連絡先電話番号 088-855-6012 同 ファックス番号 088-855-6013 ウ 受付日および受付時間 月曜～金曜日 8:30～17:30</p>
---	--

※担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
② 個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

6 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>家族等の連絡先 住所及び電話番号</p>	<p>※ 個人情報使用同意書で <input checked="" type="checkbox"/> ありの方</p>
-----------------------------	--

7 事故発生時の対応について

① 事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要



な措置を講じます。

- ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、又事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

※ 使用済みの針等が誤って看護師等に刺さってしまった場合、感染予防の為、利用者の血液検査等、必要な処置を講じます。

## 8 損害賠償責任について

事業者は、訪問看護の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

## 9 サービス提供に関する相談、苦情について

【訪問看護事業者の窓口】 訪問看護ナースケア 担当者：柳畑 小百合	所在地 高知市永国寺町2番2号ノアハウス2A 電話番号 088-855-6012 受付時間 8:30~17:30
【高知県診療報酬の窓口】 高知県社会保険診療報酬支払基金	所在地 高知市神田593 電話番号 088-832-3001 受付時間 9:00~16:00
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会	所在地 高知市丸の内2-6-5 電話番号 088-820-8410 受付時間 9:00~16:00